

東京ヴェルディサッカースクール規約



第1条 【名称および所在地】

当サッカースクールは、東京ヴェルディサッカースクール(以下本スクールという)と称し、事務局を東京都稲城市矢野口4015-1東京ヴェルディ株式会社内に置く。

第2条 【目的および指導方針】

本スクールは、サッカーの指導を通して、人格の育成ならびに健全な心身の鍛錬を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 【入会資格および手続き】

本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同する対象学年(年齢)の男女とする。入会希望者は、所定の手続きにより本スクール事務局に対して入会を申し込む。

第4条 【会費】

会員は、別に定める入会金、年会費および月謝を所定の期日迄に納入しなければならない。月謝滞納が3ヵ月続いた場合は退会とみなすことができる。ただし、会員は退会の時期に関わらず、滞納している月謝を全額支払わなければならない。また、一旦納入した入会金、年会費および月謝は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 【遵守事項】

会員は、次のことを必ず守らなければならない。

- (1)サッカースクール内の秩序、規則、コーチの指示。
- (2)サッカースクール会場近辺や、公共交通機関内で周囲の迷惑になる行動を取らないこと。

第6条 【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、夏休み(7月下旬～8月)、冬休み(12月下旬～1月上旬)、春休み(3月下旬～4月上旬)は原則的に休校とする。

第7条 【ユニフォームの購入および着用】

会員は、本スクールが指定するユニフォームを購入し着用しなければならない。ただし、成人男女を対象としたクラス等、本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。

第8条 【曜日・会場の変更】

会員は、本スクールで登録する曜日・会場を変更する場合には、変更を希望する前月の15日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日)までに、本スクール事務局宛てに所定の曜日・会場変更届を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第9条 【休会】

会員は、本スクールを休会する場合には、休会を希望する前月の15日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日)までに、本スクール事務局宛てに所定の休会届を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。休会期間中の月謝は半額となる。

第10条 【退会】

会員は、本スクールを退会する場合には、退会を希望する月の15日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日)までに、本スクール事務局宛てに所定の退会届を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第11条 【閉校】

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のサッカースクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

第12条 【登録更新】

次年度への在籍登録は、自動更新とする。

第13条 【負傷時の処置】

会員が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者が責任を負う。なお、本スクールはスポーツ傷害保険に加入している。加入の手続き、その後の保険業務手続きおよび保険料負担は本スクールが行う。

第14条 【月謝等の払い戻しについて】

一旦納入した入会金、年会費、月謝等の払い戻しはしない。

第15条 【除名】

本スクールは、本規約に違反した者や、本スクールの名誉を損なう等会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

第16条 【免責】

本スクール内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切賠償をしない。

第17条 【付則】

本スクールは、必要に応じて随時、本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項について細則を定めることができる。

第18条 【発効および改定】

この規約は、2012年4月1日より発効する。2020年4月改定。

以上